

2本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは、規則 16.1b の救済（意図するスタンスやスイングの区域の障害からの救済も含む。）を受けなければならない。

4. 不可分な物

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 所定の場所にあるバンカーライナー（砂止めのシートやネット）
- (b) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (c) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）

5. クラブと球

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

- (b) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

ストロークを行う時、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行った罰：失格

- (c) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反の罰：失格

注：適合クラブと球の更新されたリストは www.jga.or.jp あるいは www.randa.org で閲覧できる。

6. プレーの中止と再開の合図（規則 5.7）

- ・差し迫った危険のための即時中断：本部より競技委員を通じ競技者にカートナビで連絡する。
- ・危険な状況ではない中断：本部より競技委員を通じ競技者にカートナビで連絡する。
- ・プレーの再開：本部より競技委員を通じ競技者カートナビで連絡する。

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

7. 練習（規則 5.2b 及び規則 5.5b）

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習禁止

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は、次の通り修正される：

「ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。」

規則 5.2 の違反の罰：最初の違反は 2 罰打、2 回目の違反は失格

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くでの練習禁止

ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は、次の通り修正される：

「2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。又は、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。